

各 位

公益社団法人北海道観光振興機構
会 長 小磯 修二 〈公印省略〉

拝啓 時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当機構の事業推進に格別なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では、標記事業に係る委託業務について、下記のとおり企画提案を募集いたしますので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名

「ニセコエリアにおける二次交通の動的情報可視化とデータの有効活用事業」委託業務

2. 委託内容

下記に関する企画提案・実施（※別紙「企画提案指示書」をご参照ください）

- (1) 二次交通の動的情報オープン化を図る為のバス車両に GPS 車載器・乗降分析機器の設置、動的情報の整備
- (2) 実証実験（モニターツアー実施）
- (3) 旅行者及び地域住民のバス利用実態(乗降者数・利用区間・利用時間帯・遅延状況)の把握とデータの蓄積
- (4) 事業説明
- (5) ワークショップ(将来的なゾーン料金導入についての提案)
- (6) パンフレットの作成と配備

3. 参加表明

企画提案書提出の意向がある場合は、企画提案指示書 10. (1)に示す内容をメールでお知らせください。
(様式なし、メール本文で可)

※参加表明期限：令和 4 年 6 月 24 日（金）17 時

4. 提出物について

企画提案書及び見積書（※別紙「企画提案指示書」をご参照ください）

5. 今後のスケジュール

- | | |
|-----------------|--------------------------|
| (1) 企画提案指示書配付開始 | 令和 4 年 6 月 17 日（金） |
| (2) 参加表明締切 | 令和 4 年 6 月 24 日（金）17 時まで |
| (3) 企画提案書提出締切 | 令和 4 年 7 月 8 日（金）17 時まで |
| (4) 企画審査会 | 令和 4 年 7 月中旬予定 |

6. その他

事業詳細に関する説明会は実施いたしません。

以上

<問い合わせ先>

〒060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目緑苑ビル 1 階
地域支援本部地域観光部 担当：武内、亀山
TEL.011-231-0941 e-mail t_genta@visithkd.or.jp

ニセコエリアにおける二次交通の動的情報可視化とデータの有効活用事業 企画提案指示書

1. 委託業務名

「ニセコエリアにおける二次交通の動的情報可視化とデータの有効活用事業」委託業務

2. 業務の目的

ニセコエリア(花園エリア、ひらふエリア、ニセコビレッジエリア及びニセコアンヌプリエリア)は北海道の中でも多くの外国人観光客が訪れる地域でスキーやアフタースキーを楽しむ多数の訪日外国人旅行客がスキー場間・スキー場から市街地へ買い物等の移動でバスを利用していた地域である。しかしながら、北海道有数の寒冷・豪雪地帯である当地は、特に冬季の二次交通運行は定時性を維持するには困難な環境下にある。そのため、バスの接近情報や遅延、運行中止をスマホのマップ上で知らせる事は厳寒の中での利用者利便性向上が図れる。3町・1事業者夫々が運営しているバス事業を連携する事で訪日外国人旅行客も活用でき、地域住民も将来に渡り利用が可能な交通体系の確立を目指す。

3. 委託期間

契約締結日から令和5年3月10日(金)まで

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式(価格考慮型)による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

5. 予算額(消費税及び地方消費税相当額10%を含む。)

33,990千円

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一部事業又は全部の事業中止や見直し、金額の変更等を行う場合がある。

6. 業務内容及び実施方法

- ・二次交通の動的情報の可視化(地域が要望しているバス停表示時刻に対する到着予測時刻の表示で運行状況を知らせる)
バス利用者へ乗車予定バスの運行状況・バス停到着予測時刻と遅延見込み時間を Google Map 上に表示する事でバス情報の提供を行う
- ・周遊観光エリアの二次交通 DX 化(リアルタイム情報導入エリアにおける動的データ・乗降客データ・利用区間・遅延状況をベースに観光地を適切に観光できるのかの予測をダイナミックに可視化すると共に、地域の資源であるバス路線網を訪日外国人旅行客も活用できる地域交通体系の今後を検討する材料とする

対象国・エリア：オーストラリア、欧米(英語圏)、中国

(1) 二次交通の動的情報オープン化を図る為のバス車両に GPS 車載器・乗降分析機器の設置、動的情報の整備

【実施時期】事業開始月～12月

【対象者】エリア内バス事業者、コミュニティバス運行自治体、Google、百度(Real Time 情報導入に向けたアプローチ)

(2) 実証実験(モニターツアーの実施)

【実施時期】12月～1月

【対象者】道外在住の外国人10名(オーストラリア、欧米(英語圏)、中国)

【実施内容】(Google Map の表示確認、バス乗務員への周知状況確認・負担状況確認)

- (3) 旅行者及び地域住民のバス利用実態(乗降者数・利用区間・利用時間帯・遅延状況)の把握とデータの蓄積
【実施時期】 11月～2月
【対象者】 エリア内バス利用者
- (4) 事業説明
【実施時期】 9月(事業実施説明)・2月(事業報告)
【対象者】 関係自治体(倶知安町・ニセコ町・蘭越町)、バス事業者(ニセコバス)、ニセコプロモーションボード
【実施内容】 事業目的の趣旨説明及び実証実験結果の報告
- (5) ワークショップ(将来的なゾーン料金導入についての提案)
【実施時期】 11月・2月
【対象者】 関係道外自治体(倶知安町・ニセコ町・蘭越町)、バス事業者(ニセコバス)、ニセコプロモーションボード
【取組内容】 ゾーン料金導入の概要説明
- (6) パンフレットの作成と配備
【実施時期】 12月～2月
【対象者】 関係自治体(倶知安町・ニセコ町・蘭越町)、バス事業者(ニセコバス)、ニセコプロモーションボード、管内主要宿泊施設への紙媒体配布とHP掲載
【実施内容】 訪日外国人が動的情報へアクセスする為の利用法を各自治体・観光協会・宿泊施設へ設置紙媒体…Googleでバスの動的・静的情報の入手が出来る事を周知する手段として紙媒体を設置する。
(テスト配布として倶知安町役場 1,500部、ニセコ町役場 1,000部、蘭越町役場 500部、エリア内主要宿泊施設約 50施設へ 2,000部=5,000部)
Web …Googleでバスの静的・動的情報の入手が出来る事を周知する(倶知安町・ニセコ町・蘭越町のHP、ニセコプロモーションボード・ニセコバスHP)。
- (7) 事業実施ステップ
STEP1：二次交通動的情報(バスの移動情報を基にしてバス停到着予測時刻を Google Map 上に表示)の可視化。整備中である対象エリアに於ける二次交通の静的データ(バス停・時刻表情報)整備を完了させ、後に動的データの公開に向けて IoT・システムの整備を行う。
STEP2：動的環境整備 (google Map 上掲示に必要なバス停・時刻表・到着予測時刻)を行い、動的データの公開・可視化を行う。
STEP3：二次交通の動的情報の正確性について検証を行う。検証によって有効性や改善点を整理し、本格運用の基盤整備を行う。
STEP4：時刻表・乗降者数・混雑情報・走行状況データを収集し、エリア内のバス事業を分析して現状の交通体系を可視化、世界的リゾートに発展させるべく、自治体・事業者連合連携による旅行者・住民にも利便性が高く効率的な二次交通の再構築を検討する基礎データの整備と、将来的にゾーン料金検討を含む MaaS の導入を協議できる提案をする。
- (8) アウトプット
①動的情報整備(3自治体、1バス事業者)
②道外在住の外国人(招聘者数 10名：オーストラリア、欧米(英語圏)、中国)を対象に動的情報を活用した実証実験を行い、アンケートによる提言を受ける。
⇒(Google Map の表示確認、バス乗務員への周知状況確認) (提言数 50件以上、改善点 5件以上)
③バス利用実績データシステム整備(3自治体、1バス事業者分)
④地域関係者とのWS(2回)
地域関係団体 5者(倶知安町、ニセコ町、蘭越町、ニセコバス、ニセコプロモーションボード) 事業目的の趣旨説明及び実証実験結果の報告
⇒1回目(本事業に於ける交通体系の調査説明)、2回目(データに基づく実態報告と今後の交通体系の検討)
⑤パンフレットの配備(倶知安町役場・ニセコ町役場・蘭越町役場、エリア内主要宿泊施設へ 5,000部配布)と Web での紹介(3自治体、1バス事業者)
- (9) アウトカム

- ①エリア内バス乗降者数、2020年度比24%増加
- ②ゾーン料金導入に向けた提案数を5件とする

(10) 報告書の作成

事業終了後、上記研修の結果及び得られた成果等に関する報告書を作成し、その電子データは、USBメモリ等外部媒体に格納の上、提出すること。(事業実施報告時に1回)

7. 企画提案応募条件

- (1) 単独法人又は複数の法人等(法人及び法人以外の団体を含む)による連合体(以下「コンソーシアム」という。)であること。
- (2) コンソーシアムは構成員の中で1人以上、単体企業等は自らが必ず旅行業法に基づく旅行者の登録を受けていること。
- (3) 単独法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件をすべて満たしていること。
 - (ア) 北海道に本社若しくは事業所等(本事業を実施するために設置する場合を含む。)を有する法人、又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。
 - (イ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。
 - (ウ) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定による競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - (エ) 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)第2第1項の規定による指名停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
 - (オ) 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - (カ) コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。
- (4) コンソーシアムにおいては、(1)、(2)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。
 - ①コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること
 - ②委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

8. 審査基準

企画提案は次の項目を審査し、総合的に判断する。

- (1) 企画提案の目的適合性
提案された事業実施内容が、地域の現状、課題に即したものであり、本事業のために効果的なものとなっているか。
- (2) 実現性
事業の組み立てに具体性があり、実現可能な内容・スケジュールとなっているか。
- (3) 業務遂行能力
事業実施のためのノウハウを備えており、業務を遂行する能力があると判断できるか。

9. 事業者決定までのスケジュール

令和4年6月24日(金) 17時 参加表明締切

令和4年7月8日(金) 17時 企画提案書提出期限

令和4年7月中旬 企画提案の審査、委託事業者決定・契約

10. 企画提案書の提出

- (1) 参加表明 令和4年6月24日(金) 17時 締切

※特に様式はなく、メール本文で可（E-mail : t_genta@visithkd.or.jp）とし、以下の①～⑥の内容を記載のこと。

①単独法人名又は法人名(コンソーシアムの場合はコンソーシアム名、幹事社名)

②所在地 ③電話番号 ④FAX 番号 ⑤担当者名 ⑥連絡用メールアドレス

(2) 提出期限 令和4年7月8日(金)17時

(3) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

公益社団法人北海道観光振興機構

地域支援本部 地域観光部(担当:武内、亀山)

(4) 提出部数 6部 (提案者名を記載したもの1部、記載しないもの5部)

(5) 提出方法 提出場所に持参又は郵送(※ファクシミリ、メールでの提出は不可)

※郵送の場合、提出期日までに到着しないものは受理しない。

※提出の企画提案書は期日までに別途データでも提出すること。電子メール、ROM等の記録媒体など手法は問わない。なお、電子データのみでの納品は認めない。(電子データで納品する企画提案書については事業者名、氏名等を記載しないもののみでも可)

11. 企画提案書作成上の留意点

(1) 様式の規格はA4判サイズとし、冒頭に企画提案書の全体構成を記載し、企画提案書の頁数は全体で30頁以内とすること。

(2) 企画提案書の作成にあたっては、企画提案の考え方のほか、下記の項目について記載すること。

① これまでの事業実績

提案者の業務内容及び本事業類似事業の実績について過去3年分を記載すること。

② 業務実施体制

当該事業の業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。なお、本事業は実施内容が多岐にわたり、業務量が多くなることが予想されるため、実施体制については特に詳細に記載すること。

なお、提案者名を記載した企画提案書の1部にのみ業務担当者名及び協力会社名を記載し、残りについては、「A」、「B」等の表現を用いて記載すること。

③ 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

④ 見積書

本企画提案指示書6.事業内容及び実施方法に記載している(1)～(6)の事業で明示している項目に沿って実施項目毎の見積額及び当該事業合計額での見積書を作成する事。

12. プレゼンテーションの実施

(1) 企画提案書の内容について、必要に応じプレゼンテーション及びヒアリング(以下「審査会」という。)を実施する。日時及び場所については、別途通知する。

なお、4者以上の審査対象者がある場合は、あらかじめ書面審査を行い、上位3者を最終的な審査対象者とする。

(2) 審査会に参加されない場合は棄権とみなす。

(3) 審査会時の追加資料の配付については認めません。

13. その他留意事項

(1) 企画提案書の作成・提出に係る費用は企画提案者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書は返却しません。

(3) 提出期限を過ぎての企画提案書の提出、資料の追加及び差し替えは認めません。

(4) 公平性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表する場合がある。

(5) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、北海道観光振興機構と受託者が協議して決定するものとする。

- (6) 業務遂行にあたっては、北海道観光振興機構との連携・調整を密に行うとともに、迅速かつ的確な対応及び効率的な手法により十分な成果が得られるよう努めること。
- (7) この企画提案指示書の内容に疑義が生じたときや定めのない事項については、北海道観光振興機構と受託者が協議のうえ、処理するものとする。
- (8) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (9) 委託契約に係る業務処理に伴い発生する特許権、著作権その他すべての権利は、北海道観光振興機構に帰属するものとする。
- (10) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (11) 本事業は観光庁が令和4年度に実施する「令和4年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金」を活用する。このため、受託事業者は観光機構より別途指示する観光庁が示す要綱に従った業務遂行とすること。尚、支援内容や支援見込金額の変更・支援対象外の事象が判明した場合等には、本募集・選定手続については変更・中止する場合がある。

14. 問い合わせ先

公益社団法人 北海道観光振興機構
地域支援本部 地域観光部 担当：武内、亀山
電話：011-231-0941 FAX：011-232-5064
E-mail： t_genta@visithkd.or.jp